

2019
11·1

第1126号

週刊ビル経営

発行所 (株)ビル経営研究所
〒104-0061
東京都中央区銀座7-17-12 2F
TEL 03(3543)7421
FAX 03(3543)5839

発行人 垂澤清三
年間購読料 30,000円(税込)
KAMEOKA NEWS AGENCY CORPS
角田大郎販賣班グループ

必要としない倉庫から事務所や
フォトスタジオへの改修が中心
でした。店舗や飲食店、保育園などへの改修が
は、申請が不要な小規模なものに限られました。
た。申請が不要であっても法に
適合させることに変わりはない
のですが、用途変更申請が必要
と時間的にも費用も負荷が増え、
要することからするのはどうも
あつたのです。

「一月送夏申
うりノベーショ
ン」といふの
築業界の方なら
感じていること
いかと思いま
す。實際、これ
まで倉庫不動産
を専門に扱い、
倉庫リノベーシ
ョンを長く手掛
けていても、そ
の多くは用途変

イーソーコ総合研究所
代表取締役 出村 亜希子
奈良女子大学大学院修了後CM
会社を経て現職。一級建築士、
宅建士。「倉庫ドクター」とし
て建築面からオーナー支援に取
り組む。

第19回「法改正で用途変更がしやすく」

一方、の利活用をされることで、建物の平均寿命が西洋諸国と比べてもかなり短くなっています。そつしたことによっていまから、既存ストックを増えてきています。そこで、既存ストックを市化に合わせて構造の変化に合わせて物件を構造化して、ニーズは変わっています。

従来の保管型倉庫は空きが増えています。そこで、既存ストックを市化に合わせて構造の変化に合わせて、ニーズは変わっています。

その一環として、令和元年6月に施行された改正建築基準法では、用途変更に伴って建築確認が必要となる規模の見直しが図られました。特殊建築物の用途である店舗や飲食店、保育園などに用途変更をしようとすると規模がこれまで100m²（およそ30坪）以下であったのが、200m²（およそ60坪）以下になりました。1棟の中での合計面積が200m²以下の場合に限り、下の用途変更を繰り返すことはできない点は変わりました。1棟の中での合計面積が200m²以下の場合は、昨今のSDGsの観点からも望ましい健全な手法であると言えます。工事コストを抑えられるでしょう。リノベーションはまた、新築と比べて短縮することができるでしょう。リノベーションは、工期も短縮することができます。工事コストを抑えられます。工期も短縮することができるでしょう。リノベーションは改修工事に伴う新たな資材の量も抑えられることで、環境負荷を低減できるという社会的なメリットもあります。

日本はこれまで新築をベースに考えられてきたこともあり、建物を今まで新築をベースに考えていました。